第19回 監視専門調査会議事録

- 1 日 時 平成25年6月24日(月) 15:00~17:00
- 2 場 所 内閣府本府 3 階特別会議室
- 3 出席者

会長 鹿嶋 敬 実践女子大学教授

委員 安部 由起子 北海道大学大学院教授

同 大谷 美紀子 弁護士

同 末松 則子 三重県鈴鹿市長

同 田中 弥生 大学評価·学位授与機構教授

同 二宮 正人 北九州市立大学教授

同 廣岡 守穂 中央大学教授

同 松下 光惠 静岡市女性会館館長

同 宗片 惠美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

同 山本 隆司 東京大学大学院教授

- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 女子差別撤廃委員会の最終見解に関する有識者ヒアリング 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク
 - (1) 永井 よし子 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク代表世話人
 - (2) 山下 泰子 文京学院大学名誉教授・国際女性の地位協会会長
 - (3) 柚木 康子 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク世話人
 - (4) 坂本 洋子 特定非営利活動法人mネット・民法改正情報ネットワーク 理事長
 - 3 今後の審議の進め方について
 - 4 平成24年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成25年度男女共同参画社会の 形成の促進施策(平成25年版男女共同参画白書)について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 5 配布資料
 - 資料 1 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項の各府省における対応状況
 - 資料2 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク配布資料
 - 資料3 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項の対応状況についての関係府省ヒアリング案

(参考資料)

1 平成24年度男女共同参画社会の形成の状況及び平成25年度男女共同参画社会の形成の促進施策(平成25年版男女共同参画白書)

2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」について

6 議事録

○鹿嶋会長 ただいまから、第19回男女共同参画会議監視専門調査会を開催いたします。 皆様、お忙しいところ、今日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

本日の議題に入る前に、改選後の監視専門調査会に今回初めて出席いただいた委員がおられますので、簡単に自己紹介を兼ねた御挨拶をお願いできればと思います。

最初に、田中委員、お願いします。

○田中委員 前回参加することができませんで、大変失礼いたしました。大学評価・学位 授与機構教授で、今、日本NPO学会の会長を務めさせていただいております、田中弥生と申 します。もともとは、非営利組織や政策評価の専門ということでこのお話をいただいたのですが、この分野については全くの素人でありますので、勉強させていただくつもりで参加させていただければと思います。よろしくお願いします。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。 続いて、山本委員、お願いします。

〇山本委員 山本と申します。前期からの引き続きということになりますけれども、専門は行政法という分野でございまして、特に男女共同参画が専門というわけではございませんけれども、行政等への監視という観点から御協力ができればと思っております。前回お休みをさせていただいて、今日も途中で退席しなくてはいけませんけれども、どうかよろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

本日は、女子差別撤廃委員会の最終見解に関する有識者ヒアリングを行います。その前に、初めに、2009年に出されましたこの最終見解への各府省の対応状況について、事務局から取りまとめたものが配布されておりますので、これについて説明をしてもらいます。それでは、よろしくお願いします。

○中野渡補佐 それでは、配布しております資料1を御覧ください。この資料は、2009年 (平成21年) 8月に公表されました女子差別撤廃委員会による我が国の第6回報告につい ての最終見解の各項目につきまして、これまでの各府省での対応状況について、事務局か ら関係府省に照会いたしまして、その回答を取りまとめたものです。

この表の左の枠の「最終見解の内容」欄が最終見解の各パラの内容で、その右側の枠が これに対応する取組となっていまして、それぞれに回答した府省名を記載しています。

この最終見解で求められている取組ですが、他の人権関係条約に関するものも同様ですが、ここに掲載したものは仮訳という位置づけになっています。原文は英語であり、多義的又は一般的な文言が用いられている部分等もございます。また、我が国の現行制度上、どの府省が所管するかが必ずしも明確になっていない部分もございます。今回、この表の作成に際しては、事務局で、各パラの内容から該当する取組を行っていると考えられる府省、及び第3次基本計画の中で関連すると思われる施策の担当府省に対しまして照会をし

て、そこからの回答の内容をそのまま記載しております。そのため、項目によっては、回答があった府省以外の省庁が関係している場合もあり得ます。また、当方から照会をしたものの、特段の取組を行っていないとの理由で回答を記載していない省庁もございます。

したがいまして、この表に対応状況が記載されている府省だけがこの最終見解の各項目の担当府省であると決まっているものではございません。また、今回のこの資料の取りまとめの作業につきましても、現時点までの各府省の対応状況の取りまとめを目的としたものであり、最終見解の各項目の担当府省を決定することを目的として調査しているものではないという前提で行ったものであるということを御理解いただければと存じます。

それでは、資料が非常に大部なものとなっているため、この表の記載内容についてごく 簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、1ページのパラ13、15、16は対応状況が特に記載されていませんが、これらにつきましては、求められている取組が一般的なものであるか、又は最終見解全般にわたるものであると考えられたことから、今回の調査の対象外といたしました。同様に、21ページのパラ55も、今回の調査の対象外としております。

続きまして、項目ごとの対応状況につきまして、ごく簡単に御説明させていただきます。 まず、1ページのパラ14は、国会に対する働きかけについてです。こちらには内閣府と 外務省の取組を記載しております。

2ページのパラ17、18は、民法改正についてです。法務省の回答を記載しております。 3ページ目のパラ19、20は、司法関係者への意識啓発の取組、公務員に対する認識の向 上、選択議定書の批准の検討等の部分です。この項目につきまして、人事院と法務省と外 務省からの回答を記載してございます。

4ページにまいりまして、パラ21、22は、この条約に記載された差別の定義を国内法に 取り入れるということにつきまして、内閣府と厚生労働省の回答を記載しています。

パラ23、24は、国内人権機構について、法務省の回答を記載しています。

パラ25、26は、女性の地位向上のための国内本部機構について、内閣府の取組を記載してございます。

6ページのパラ27、28は、暫定的特別措置につきまして、人事院と内閣府、総務省、厚 生労働省の回答を記載しております。

8ページのパラ29、30は、固定的性別役割分担意識の解消等につきまして、内閣府と警察庁、法務省、文部科学省からの回答を記載しております。

9ページのパラ31、32から13ページのパラ37、38までの部分は、女性に対する暴力に関する部分となります。この中で、パラ31、32につきましては、政府の取組が多岐にわたっておりますので、更に項目中で求められている事項別に分けて各府省の取組を記載しております。

なお、この資料1の末尾に別添資料が、3ページ分添付されています。この3種類の表は、11ページに記載されている取組の中で、下から3つ目の \bigcirc で「保護命令事件の統計と

しては」から始まる取組の中の別添資料と、その下の○の「配偶者からの暴力の防止」から始まる取組の中の別添資料になります。

続きまして、13ページのパラ39と、14ページのパラ40ですが、こちらは、人身取引及び 売春による性的搾取について、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、外務省 の取組を記載しております。こちらも取組が多岐にわたっておりますので、事項別に分け て記載しております。

16ページのパラ41、42は、政治的・公的活動への平等な参画について、人事院、内閣府、総務省、外務省の取組を記載しております。

17ページの43、44は、教育について、内閣府、文部科学省の取組を記載しております。 18ページの45、46は、雇用について、人事院、総務省、厚生労働省の回答を記載しております。

19ページの47、48は、家庭と仕事の両立について、内閣府と厚生労働省と文部科学省の回答を記載しています。

20ページのパラ49、50は、健康について、法務省、厚生労働省、文部科学省の回答です。パラ51、52は、マイノリティ女性について、内閣府と法務省の回答になります。

21ページの53、54は、社会的弱者グループの女性について、内閣府、法務省、厚生労働省の回答を、パラ56はミレニアム開発目標について、外務省の回答を、パラ57はその他の条約の批准について、外務省の回答を記載しています。

最後に、22ページのパラ58は、最終見解の周知について、内閣府と外務省の取組を記載 しております。

委員の皆様に今後の御議論の参考としていただければと考えております。以上でござい ます。

- ○鹿嶋会長 事務局が冒頭で、各府省が担当するかが必ずしも明確でないと言っていましたが、今、説明を聞くと明確になっているけれども、これでもまだ明確でないということでしょうか。
- ○中野渡補佐 この表に記載された府省以外にも、本来関係するはずの省庁がある可能性 があるという意味で、必ずしも明確にはなってないということでございます。
- ○鹿嶋会長 あるかもしれませんね。今の説明について御意見、質問ありますか。

かなり膨大な量を簡単に説明してもらったので、質問があるかという方が無理かもしれません。先に進行させていただきます。

次に、女子差別撤廃委員会の最終見解に関して、有識者の方からヒアリングを行います。 本日は、日本女子差別撤廃条約NGOネットワークから、永井よし子さん、山下泰子さん、柚木康子さん、坂本洋子さん、4名の方においでいただき、御意見をお伺いすることにしております。

時間につきましては、4名の方から合わせて45分間、話をお伺いしまして、質疑については、お話の後にまとめて行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたし

ます。

それでは、永井よし子さんからどうぞよろしくお願いいたします。

○永井氏 ただいま御紹介に預かりました永井よし子と申します。ヒアリングの対象となりました日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク、頭文字をとってJNNCと申しますが、その代表世話人をしております。今日はお話しさせていただく機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

早速ですが、お手元にお渡ししてあります資料の表紙部分に、今日発言する4名の発言順序と、その裏面に関係資料の表がついております。私が総評を担当し、それから、山下泰子、柚木康子、坂本洋子の順で、それぞれ個別分野、特に関心の高い分野について話をさせていただきます。総評と言いましても、この女性差別の実態というのは実に多岐にわたっていますし、幅が広いので、今日の時間だけでは申し上げることはとても不可能ですけれども、お手元にお届けした資料を折に触れて御参照していただければと思います。私が今日触れますのは資料1から4です。

「男女共同参画会議監視専門調査会ヒアリングーNGOから見た総括所見の実施と次回政府報告ー」というタイトルを付けさせていただきました。私どもNGOは、研究者や、日弁連と同じように、CEDAW、つまり、女性差別撤廃委員会から出ました最後のいわゆるコンクリューディング・オブザベーションについて、政府は今までのファイナルコメンツというのに準じて「最終見解」と訳していらっしゃいますけれども、私どもは、先ほど申し上げたような人々と一緒に「総括所見」と訳しておりますので、ここで政府の使っている用語と違いますことをお断り申し上げておきます。

今日はNGOということで最初のヒアリングにお呼びいただけましたのはとてもうれしいことで、CEDAWも、2010年、NGOと政府との関係について声明を出しております。その声明では、国家報告を準備する際、NGOとの協議を求めています。国連は大体NGOを非常に大切にしてくれる組織ですけれども、実質的な政府との協力関係、今後の報告策定の過程において、形式的でないNGOとの意見交換が試みられるべきである、とわざわざ声明を出しております。今回のような早い段階でのヒアリングの機会を頂戴しましたことは、CEDAWが求めているようなNGOとの新しい関係を政府も模索なさるのだろうということの一つの表れと受け止め、私どもは責任が非常に重いですけれども、新しい一歩のきっかけになればいいと思っております。今日は忌憚のない意見を申し上げさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総論に入らせていただきます。レジュメの1番目、「JNNCのCEDAWへの働きかけと活動」についてですが、これは簡単に自己紹介を兼ねて申し上げさせていただきます。ここに関わる資料としては、資料1、2、3です。1は、これまでJNNCがCEDAWに働きかけをしてきたことが、このように非常にわかりやすい形で、どの段階でどういうレポートを出したかということが図式化されて示されております。これも御参照いただきたいと思います。

それから、資料2は、これまでJNNCの10年の活動です。私どもは、国連女性差別撤廃条約に特化して、それに対して働きかけをずっとしてまいりましたので、その10年間の歩みを一覧表の形でお示ししておりますので、御覧いただければと思います。

資料3は、このJNNCに加入している団体です。今、48団体になりましたけれども、これをさっと御覧いただいただけでも、女性の差別の実態がいかに多岐にわたっているか、そして、長い間、差別を解消するために活動しているグループがいかにたくさんあるかという実態を示すものだとお受けとめいただければ幸いです。

JNNCとCEDAWの関係は10年になりますが、特に2003年の政府報告審査のときから、それまでばらばらに出されていたNGOの報告、CEDAWに届けられたシャドーレポートがばらばらに届くことが委員会の側に負担になっていたということで、是非日本のNGOの取りまとめをしてほしいという求めに応じて発足したネットワークです。

そして、2002年の会期前作業部会、2003年の本審査、2008年の会期前作業部会、2009年の本審査等に対して、事前にJNNCがNGOレポートを取りまとめ、できるだけ分量を制限して簡潔にまとめて、委員に読んでいただけるような形で事前に提供し、そして、審議の場にも足を運びました。

2002年の会期前作業部会を含め、ここ4回の審査にJNNCのメンバーは傍聴及びロビイングに出かけております。こうした行動はCEDAWから歓迎されて、2003年、2009年のニューヨーク審査の際は、ランチタイムブリーフィング、非公式ブリーフィングでの発言及び意見交換の場の確保につながりました。また、参加団体の広がりにより、それまで指摘されていた差別や、それにとどまらず、気が付かれていなかった差別、取り上げられてこなかった差別の実態の顕在化につながる効果があったと思っております。その情報をCEDAWに届けたことで、かなりの部分で政府への質問項目や総括所見に反映されています。

2003年は、57名、2009年は84名がニューヨークで政府報告の審査を見守りました。

2009年の総括所見におけるフォローアップ2項目については、JNNCの全体課題として取り組みました。CEDAWのフォローアップ担当のシモノヴィッチ委員を日本にお呼びし、内閣府での講演を含む国内各地の講演は条約の周知に大いに役に立ったと思っております。NGOレポート、JNNCのコメント、集会を重ね、政府の意欲的な回答を期待する働きかけを行いました。

ちなみに、条約の選択議定書の批准を求めて、2009年のニューヨーク審査の前、6か月にわたって政府に対して私たちは精力的な働きかけを行いました。当時は自民党政府でしたが、そのときは、批准の可能性が非常に高いという確約まで得たのですが、直前でひっくり返りました。ただ、政府の代表団に南野知惠子元法務大臣が参加してくださったことで、それは国連にも歓迎されたと思っております。

2番目に、NGOの目から見ると日本政府の報告書はどう見えるかということについてお話しさせていただきます。レジュメに6項目挙げてございますが、私どもが見るとこのような雰囲気が政府報告書から感じられるということです。

1番、政府報告書は、実施したこと、推進の方向にあることのみに偏っている。2009年 審査では、不十分との指摘も委員の口から漏れました。

それから2番目、指摘を受けながら実現していないものには触れない。結果として勧告を無視したことになるのですが、先ほど私どもの前に御説明くださった省庁のヒアリングの中でも、私どもが回答を探しているものが見当たりませんでした。また後ほどじっくりと拝見させていただこうと思っております。

それから3番目、結果の平等の実現に消極的ではないか。差別の定義が国内法に明記されていないこと、間接差別の解消に消極的であるということが傾向として見られます。差別的社会的慣習やステレオタイプな考え方の解消が進まないと実現しない、そういう分野のことであります。間接差別は労働分野だけにとどまりません。

4番、形式的な回答にとどまりがち。実態には差別が温存されている可能性があります。 水面下に潜むものをえぐり出していただきたいと思っております。対策を提案しても、つまり、回答は一応用意されていても、差別解消につながらなければ、それは結果として形式的な回答にとどまるということです。

5番、実現しない、あるいは変化の遅れについての分析、障壁を取り除くための検討や 方法に関する言及が少ない、あるいは欠けています。

6番、特にNGOの指摘によって顕在化した分野の差別温存が軽視される傾向があると感じております。

全部に触れるわけにはいきませんので、2番で挙げさせていただいた傾向のうち特徴的なものを2、3点話させていただきます。

2-①に当たるものですが、それについては、第3次男女共同参画基本計画に掲げた数値目標が評価され、年次報告も行われている点は評価しつつも、内実への踏み込みや検証が不足していると思われます。また、調査対象が固定して、広がりがありません。

そのことは、ここに例として挙げてありますように、柔道連盟の指導的地位は男性のみ、 進級の壁等女子柔道は副次的な扱いと報じられております。柔道連盟等は半ば公的な補助 金等も受け取っている団体ですから、年次報告等にデータとして挙げるような方向で御検 討いただきたいと思います。

役員が男性、例えば26人の役員のうち女性はゼロですし、59人いる都道府県やそのほか 推薦で構成されている評議員というところにも女性はたった1人です。女性がいれば大丈 夫だったかということではないのですが、長い間の柔道における「暴力文化」のようなも のを女性がいれば防げたということではないにしても、こういうところに目が届くように、 やはり女性の眼差しや参加、あるいは女性の意見を代弁する人が参加することがとても大 切だと思います。

今日の朝刊によりますと、全柔連は本日の会議で女性の理事を抜擢するということが報道されておりましたから、その人選はともかくとして、女性の参加については増える方向にしか進みようがないわけですね。現にいないわけですから。全柔連より一足先に、バレ

ーボール協会が女性を理事に迎えたということも報道されておりましたので、世の中は女性の参加を必要としている、女性の参加なしには物事を決定してはいけないという風潮は徐々に出てきているだろうと思って、歓迎すべき動きだと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、年次報告の範囲を広げて、同時にジェンダー統計を きちんと取ってほしい。男女別の記載がないと、例えば柔道連の理事、役員の名簿を見ま しても、お名前で推測するということになりかねませんので、是非ジェンダー統計をきち んと整備していただきたいです。

それから、2-②ですが、「差別の定義」の国内法への明記、これが遅れております。 憲法に書いてあるからいいなどと言われますが、審議の際に差別の定義を委員から求められた政府代表は、「条約は国内法として効果を持つ」という答弁をしています。しかし、訴訟等においては今なお、国は直接適用はできないという主張をしています。国内法がないと自動執行されないとする判例と政府回答は明らかに矛盾しています。国際的にはきちんと担保されていると言いながら、国内法で適用できないというのは明らかにおかしい。 二重基準を条約にあわせて見直すべきだと、その方向で是非御提示いただきたいと思います。

結果として勧告を無視しているのが慰安婦問題と公人による差別発言です。慰安婦に関しては、CEDAWは早い時期から懸念勧告を出していますが、政府はアジア女性基金を掲げて説明しているものの、納得はされていません。毎回、きちんと永続的な解決を見出す努力を緊急に行うことを求められています。被害者への補償、加害者処罰、この問題に関わる教育は必要なことです。

くしくも、今年、社会権規約委員会、拷問禁止委員会からも、慰安婦に関する勧告が続いて示されました。今後は他の人権条約との関係も視野に入れつつ政府回答を検討して、根本的解決を探るべきだと思っております。

折しも、橋下大阪市長が「慰安婦」及び性産業に従事する女性を侮辱する発言をいたしました。世界中から糾弾を浴びております。そのこともあって、にわかにヘイトスピーチ議論が盛んになっていますけれども、ヘイトスピーチが人種差別、性差別、あらゆる差別を含んでいるということは異議ないと思いますが、公人による差別発言は放置されたままです。ですから、連鎖します。影響も大きいですね。

2003年のときのCEDAWの委員会審議では、なぜ日本の女性国会議員はこんな発言を聞いて怒らないのかと委員が発言しました。それに対する政府代表は、マスコミやメディアがそれを取り上げることが制裁になり予防になると答弁しました。しかし、これは政府としての自覚を欠いていると思います。委員の中には、世界中の女性を侮辱すると指摘した女性もいますし、そのような答弁で当然納得できるわけではありません。2009年勧告でも、「言葉の暴力を犯罪とみなす」とすることについて検討するようにとまで求められており

「言葉の暴力を犯罪とみなす」とすることについて検討するようにとまで求められておりますので、今度こそ、政府の回答は委員から注目されています。

CEDAWの委員の前で「イシハラ」という名前を言えば、「オー、イシハラ」と言われる

ぐらい、彼の差別発言は有名です。御存じでないかもしれませんが、女性は生殖能力を失って、きんさん、ぎんさんの年まで生き長らえることは無駄で罪であるとまで言った、そういうことです。これは是非御注目いただきたいと思います。

それから、意思決定の場への女性の参加について、議論・検討は重ねられているが、実際にはなかなか進みません。現在、一票の格差の問題で、選挙制度について国会では議論されていますけれども、そこでは数字のつじつま合わせのような形で、将来を見据えた日本社会の構築には性の偏りなく政治的意思決定がなされるべきという意識は全く議論に上ってこないようです。選挙制度の検討を提言していただきたい。是非それはお願いしたいと思います。このことは、1995年の北京行動綱領でも、政府のなすべきこと、女性の進出を妨げるような制度等については検討せよと書かれておりますので、一刻も猶予はできないと思います。

2-⑥ですが、条約に向き合うことによって、女性差別の実態を的確に指摘し、顕在化することにつながったのは、マイノリティ女性の問題、高齢女性の貧困、性暴力、平等教育の後退、司法におけるジェンダーバイアス等の分野です。また、東日本大震災、福島第1原発事故等、2009年以降、今回新たに災害と女性の問題が大きく注目されています。これまで、そういうところでは、安全とか避難対策とかの場合、女性に対する配慮、あるいは女性の希望に沿う防災対策等について全く検討されてこなかったことが今回新たに指摘されるようになりました。私どもの資料にもそこはつぶさに書いてありますので、是非御参照ください。

それと同時に、人権教育、ジェンダー平等教育、ステレオタイプな意識の変革が緊急に求められます。特に公人や指導的地位にある人々への人権教育は緊急課題です。これまでの人権教育や研修は職員等に偏っていて、高位、上位にある人に対する教育はないわけです。本当は試験をしたいぐらいですけれども、実はそこのところは、もう既に人格、識見ともに満たされているという立場でその地位にある方々なので、教育の対象からは抜け落ちていますが、新たな価値観に対して、影響力のある高位の人々の意識が変わってこそ、男女共生社会実現への歩みは加速されると思いますので、その提案も是非お願いしたいと思います。

さらに、人権の保障と救済を目的とするパリ原則に沿う人権救済機関の設立は急務です し、必要な法律の制定や改正が急がれます。それと同時に、人権機関による意識変革教育 の新たなカリキュラム開発を期待したいと思います。

最後に、絶えざる監視が必要であるということを述べさせていただいて、時間切れとなりましたので、次の発言者に譲ります。

なお、冒頭で申し忘れましたが、資料4は、JNNCに参加しているグループの活動と問題点、課題、それから、その課題を解消すべきと思われる担当の省庁の名前が書いてございます。そこには、課題は明らかに、今、焦眉の急として解決が求められていることが書かれておりますので、是非御参照いただきたいと思います。

ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

続いて、山下泰子さんにお願いいたします。

○山下氏 御紹介いただきました山下泰子と申します。私は、三十数年間、女性差別撤廃 条約の研究者としてやってまいりました。その中で、人権条約の実効性を確保するために はしっかりしたNGOの存在が必須であると思いました。

今から26年前になりますが、女性差別撤廃条約の研究普及団体、国際女性の地位協会を設立いたしました。さらに、この国際女性の地位協会がキーステーションとなって、11年前に、今日お呼びいただいているJNNC、日本女性差別撤廃条約NGOネットワークを結成したところです。

そうした、私にとりまして、本日こうして監視専門調査会からヒアリングにお招きいた だいていることは大変うれしく、感無量でございます。

私は研究者なものですから、今日お手元の机にあります袋の中に、論文のコピーを入れさせていただいております。1つ目は、東北大学21世紀COEプログラムの「ジェンダー法・政策研究叢書」第12巻『男女共同参画のために一政策提言』(東北大学出版会、2008年)の私の執筆部分「女性差別撤廃条約上の義務を履行するための提言」です。それは、今日のレジュメでは、「山下『政策提言』」としています。

2つ目は、岩波書店が『ジェンダー社会科学の可能性』という4巻本2011年に出版しました2。その第3巻『壁を超える」に私が「国際人権条約の実施におけるNGOの可能性」として書いたものです。これはまさにJNNCの活動を基礎にして書いたものでございます。今日のレジュメでは、「山下『NGOの可能性』」としています。

3つ目は、ジェンダー法学会10周年に当たって、昨年(2012年)、『講座ジェンダーと 法』という4巻本を出しました。その第1巻『ジェンダー法学のインパクト』に、私が「女 性差別撤廃条約の日本へのインパクト」と題して、いわゆる総括所見を日本がどのように 受容したか、どのあたりは受容できてないかということを分析したものです。今日のレジ ュメでは、「山下『インパクト』」としています。是非御覧いただければと思います。

それでは、レジュメに沿って、なるべく10分以内にお話を進めさせていただきます。

レジュメの I 「女性差別撤廃条約の国内実施のために」から入ります。先ほどお示ししました東北大学21世紀COEプログラムで、私は女子差別撤廃条約の国内実施のために6つの提言をまとめました。

1つ目は「女性差別撤廃条約専門調査会の設置」、2つ目は「条約に基づく国内法の見直し」、3つ目は「条約の普及・広報」、4つ目が「選択議定書の早期批准」、5つ目が「暫定的特別措置の活用」、そして6つ目が「政府とNGOの協働」というタイトルでございます。今日は、その第1の専門調査会の関係についてと、第4の選択議定書の早期批准についてだけ焦点を絞ってお話をさせていただきます。

まず、条約の国内実施に向けて、この監視専門調査会にいかに期待しているかを申し上

げたいと思います。条約というのは、女性の人権を保障する重要かつ極めて包括的な内容を持っております。しかし、放っておきますと、誰もその実施に具体的に責任を負ってない状況になりやすい、そういう傾向を持っていると思います。

例えば男女共同参画基本計画であれば、府省や各地方自治体がそれぞれ実施の受け皿になるということになりますけれども、基本的にそのあたりの性格が違うように思っております。もちろん、女性差別撤廃委員会もたびたび言っておりますように、この条約の実施の第一次的責任は政府が負っております。しかし、内閣府もたくさんのお仕事の中で、いつも女性差別撤廃条約の実施に焦点を当ててお仕事をくださるというわけにはいかないと思いますので、この条約、とりわけ女性差別撤廃委員会の総括所見の実施に常に目配りをし、政府を動かす役割を持ってくださるのが、この監視専門調査会であると私は思っております。

やや私たちの期待に応えてくださったのが、2003年の第3回日本レポート審議の後の苦情処理・監視専門調査会です。ここではまず、総括所見(当時は、「最終コメント」)に対する取組の方向性を検討されて、その後、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透」についてという報告書をお出しになりました。中では、間接差別、女性に対する暴力、人身取引、暫定的特別措置、選択議定書の5項目について、国際基準を取り入れることを要請したのです。

この要請は大きな効果を挙げました。司法の分野では、一連の住友裁判の和解を導き、立法分野では、DV法・刑法の改正、さらには間接差別を盛り込んだ均等法の改正、行政手続分野では、婚外子の戸籍記載における差別が解消されました。このあたりにつきましては、「山下『政策提言』」の中にお示ししてありますので、是非御参照いただきたいと思います。

それに対しまして、今回の、総括所見が2009年に発出されてからの監視専門調査会ですけれども、私たちはとても期待して、いつ開かれるのかと待っていたのですが、開かれたのは1年8月経った2011年の春でした。2009年の総括所見では、フォローアップという課題が出されていて、その報告を8月には国連に出さなければいけない、数か月前だったのです。

私は、2011年春の監視専門調査会を、毎回傍聴させていただきましたけれども、実質的に専門調査会が監視機能を発揮されたのは1時間半の府省からのヒアリングだけだったと思います。私の知るところでは、専門調査会としての報告書のようなものもおまとめにはならなかったのではないかと思います。

女性差別撤廃条約総括所見の監視は、継続的に行われるべきであり、監視専門調査会の 役割は、政府が総括所見の勧告を誠実に履行するように常にエンカレッジすることにある と思います。そうでなければ、せっかく女子差別撤廃条約実施のための監視機能の強化を うたった第3次男女共同参画基本計画も空文に帰してしまうと思います。

というわけで、私は是非ともこの調査会が、より積極的な総括所見実施のための監視機

能を発揮してくださることを期待しております。それにはNGOとの協働も必要ではないでしょうか。今回、JNNCの進捗状況表をお示ししておりますけれども、私たち、一生懸命、NGOは総括所見実現のために取組をしてまいっております。調査会にワーキンググループ(タスクフォース)を作るなどして、集中審議を望みたいと思います。

それでは、レジュメのII「選択議定書の重要性と国際的動向」に移ります。女性差別撤廃条約は、基本的に個人の人権を保障する法的拘束力のある国際文書です。したがって、条約上の人権を侵害された個人は国内においてまず救済が図られなければなりません。しかしながら、日本の裁判所はそのような状況になっていないのが現状です。残念ながら、現在の条約18条上の国家報告制度だけでは、個人の権利救済には役立ちません。

そこで、条約採択20周年の1999年に、国連は、個人通報と調査制度を内容とする選択議定書を採択いたしました。現在、女性差別撤廃条約の締約国は187か国、そのうち104か国が選択議定書の締約国になっております。OECD加盟30カ国中、選択議定書の未批准なのは、女性差別撤廃条約自身も批准していないアメリカと、条約は批准しているが、選択議定書を批准していない日本だけです。アジアでも、バングラデシュ、ネパール、フィリピン、韓国、タイ、トルコ等が既に締約国になっております。

今日の机上配布資料の中に、国際女性地位協会の編集した『改訂 やさしく学ぼう女性 の権利』というのが入っておりますが、それは選択議定書についての解説書になっておりますので、御覧いただければと思います。

女性差別撤廃委員会では既に52件の個人通報案件を登録リストに挙げておりますし、また、調査制度におきましても、現在、6件が係属中と伺っております。また、委員会の次会期から、日本からの委員の林陽子さんが選択議定書作業部会の会長もお務めになることになっております。

さて、委員会は、日本に対してこの選択議定書の早期批准を要請しているわけですけれども、それは、条約が国内的な効力を有するものであって、まず、条約2条C号で言うように、国内裁判所が条約上の権利救済に当たることを望んでいるからです。

2009年の審議のときにこんなことが言われました。日本では、条約が女性の人権に関わるものとして法的拘束力を持つという認識が希薄なのではないか。政府レポート全体を通して、この条約がまるで宣言のようにしか受けとめられていない。女性の人権に関わる人権条約として、法的拘束力を持って国内法に適用しなくてはならないと受けとめられていないのではないか。こうした状況を変えていくためには、選択議定書の批准が極めて重要である。こういう指摘が2009年にあったところでございます。

そして、それを受けたのが総括所見の第20パラグラフです。「委員会は、締約国が選択議定書の批准を引き続き検討することを繰り返し勧告するとともに、選択議定書に基づいたメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する」と述べております。

これに対して日本国内では、女性差別撤廃条約選択議定書批准に向けて、レジュメ4に

挙げましたような様々な動きがありました。国際婦人年連絡会は、何と37万通の署名を集めました。JNNCのメンバーである婦団連や新婦人も毎年署名を数万通ずつ集めております。

外務省、法務省は、個人通報について20年以上も研究会をしていると伺っております。 参議院本会議は、早期批准を求める請願を十数回、既に採択しております。2009年、JNNC の国会対策チームは、このときの女性差別撤廃委員会での日本レポート審議で、政府に選 択議定書の批准に向けた積極的な発言をしていただこうと、1月から7月にかけて、先ほ ど永井から申し上げましたように、46回も、議員会館、自民党本部、首相官邸等に御説明 に回りました。最後は河村官房長官にもお目にかかったのですが、「この選択議定書はア メリカも批准してないんでしょう」と言われて、本当にがっかりいたしました。それはそ うなのですけれども、余りにも残念な結末でございました。

私たちJNNCは、衆議院議員の選挙の際にも、参議院議員選挙の際にも、政党アンケートをして、選択的議定書の早期批准についての意見を聞いたりしていました。2009年には、千葉景子法務大臣が就任記者会見の冒頭で、選択議定書の批准を目指すとおっしゃってくださったので、大いに期待いたしました。その後、2010年に外務省の人権人道課に7人のユニット、人権条約履行室ができまして、今日もどなたかおいででしょうか、本当に選択議定書批准の準備に当たると言われましたので、大変期待を持ったところでございます。

その後も、私たちは、この人権条約履行室や、法務大臣、あるいは法務省の国際室とい うのが直接担当ということで、再三にわたりそちらに批准の要請をしてきたところです。

第3次男女共同参画基本計画でも、「選択議定書の批准については、早期締結について 真剣に検討を進める」と明記されております。

私どもは、日弁連とも共催して、日比谷公会堂や、あるいは弁護士会館講堂クレオで、「今こそ、個人通報制度の実現!大集会」を開催したりしてまいりました。

選択議定書の批准は、ひとりJNNCの悲願であるばかりでなく、日本が国際社会において名誉ある地位を占めたいと思えば、是非早急に行わねばならない必須の事柄だと思います。 監視専門調査会に選択議定書の早期批准に向けた具体的なロードマップをこの際示していただきたいと切にお願い申し上げて、私の発言を終わります。ありがとうございました。 〇鹿嶋会長 どうもありがとうございました。

続いて、柚木康子さん、お願いします。

○柚木氏 柚木康子と申します。JNNCで世話人をしております。参加しているのは均等待遇アクション21という、同一価値労働・同一賃金を、正規、非正規、どんな働き方でも実現しようということで、職務評価の実現ということを目指してずっと活動してまいりました。私のほうは、労働関連を中心に幾つか申し上げたいと思います。

私の資料を見ていただくと、総括所見では、労働関連で、差別の定義も含めれば、21、22、45、46、47、48項において、男女の差別を労働の分野においてなくすようにということで指摘がなされています。そして、資料5で関係部分をお届けしていますが、今年の5月に出された社会権規約の総括所見においても、労働関連部門で、更に今の状況に合った

具体的な勧告が出されています。JNNCに参加しています関連のNGOで、ジェンダーレポートを去年お出しいたしました。そのジェンダーレポートが、やはり質問や今回の勧告にも反映されていると実感しているところです。

それから、IL0に関係しても、IL0の100号条約、これは同一価値労働・同一賃金の男女間における原則の問題ですが、2009年の7月に、私もその当該の一人として、日本の司法で最高裁まで行きましたが、結果的に男女差別がきちんと是正されていない。すなわち、司法の中ではジェンダーバイアスが非常に強く、例えば秘書の仕事とか和文タイプの仕事は特段に大した困難な仕事ではないということで、男女賃金差別の是正の対象から外される。40年における労働の中で、提訴したときにたまたま重役の秘書だったということだけをもって、それまでの30年間の差別がなかったということで棄却されるということが、これは兼松のケースであったわけです。そのようなジェンダーバイアスが司法の中にあるということ。それから、昭和シェルの事件で、原告の仕事が和文タイプだったからということで、先行事件で最高裁でもう既に男女差別が確定していた後に出た東京地裁の判決では、差別があり、今も違法な状態であると認めながら、賃金の是正、損害賠償権を認めないという判決でした。なぜなら、損害金の算定が不能だからという答えだったわけですね。

でも、全て、全社員の資格と男女別資格、管理職も含めた賃金のリストが出ておりましたけれども、裁判所はそれに対して目を向けることがなかったということで、日本では裁判を闘っても、賃金是正につなげることが非常に大変である。今本当に、裁判を立ち上げること、提訴することすら、多くの女性たちは難しいと思っています。

もう一つ重要なのですが、ILOの181号条約、これは派遣にかかわる問題ですけれども、 その申立てを行い、またILOからも、去年の3月、派遣法の審議が国会でなされているとき に勧告が出されました。実態からすると、やはり日本の現行派遣法は181号条約に合致して いないのではないかという指摘がなされているところです。そういう状況を踏まえて、是 非今度の政府報告にはポイントを突いた報告が必要だということをここから御発言いただ きたいと思います。

それから、総括所見の中で、先ほど永井さんも言っていましたけれども、特に前進しなかった事項について、その原因を明らかにして、前進させることの必要性、前向きに進めるということをやはり監視専門委員会から強く言っていただきたい。多くの企業で、例えば育児休暇業3年というのが最近話題になっていますけれども、一部上場企業で3年あるところはあるかもしれませんけれども、実際に取れているのか、取る人がいるのか、お金は払われるのか、そういう実態がなく育児休業3年と言われても、それは絵に書いた餅にもならないという状況でありますので、是非厳しい御発言を出してほしい。

それから、一番重要なことは、今、厚生労働省で均等法の改定に向けた見直しが行われていることですね。今、3月の中旬で雇用均等分科会は中断しているのですけれども、2009年の勧告が出て以降、初めての均等法の改定なわけですね。法律に基づいて5年後に見直すことになっていますから、今回この勧告に基づいた改定がなされなければ、未来永劫、

均等法は役に立たないままに終わるということになりかねないので、是非その視点でもって調査会から御指摘をお願いしたいと思います。それがどういう状況にあるかは、資料7で、JNNCから雇用均等分科会に出した要請書がございますので、御参照ください。

それから、男女賃金格差の是正に必要なポイントについて是非指摘していただきたいと思います。男女間の賃金格差、今、正規の職で73.3と言われていますが、女性の過半数以上はもう既に非正規です。まさに非正規問題は女性の問題でもありますので、同一価値労働・同一賃金の評価のスキームを確立してほしいということと、様々な審議会を傍聴していると、人材活用の仕組みが違うからといつも言われるのですが、人材活用の仕組みが違ったとしたら、どの程度の格差が妥当なのか、合理的なのかという視点を持って論議いただきたいということも御指摘いただきたいと思います。

それから、規制改革会議で最近、派遣法の全面見直しついて議論がなされ、2013年度中に結論を出すとなっております。派遣法の見直しも重要なことで、とりわけ女性は、派遣労働者6割、登録型派遣のほとんどは女性ですので、その見直しについては、先ほど言ったIL0181号条約の勧告に基づいた視点に見直しをということも是非言っていただきたい。ジェンダー統計については、先ほど永井さんから言われましたので割愛します。

最後に一言だけ言えば、この頃、女性を「経済のために活用」と言われるのですが、私たちは経済のために生きているわけではありませんので、女性の人権としての視点ということで、監視専門調査会からは、その点、ポイントをしつこく指摘していただければと思います。

以上です。

- ○鹿嶋会長 ありがとうございました。 次に、坂本洋子さん、お願いします。
- ○坂本氏 mネット・民法改正情報ネットワークの坂本です。私からは民法改正について お話をいたします。

5分という短い時間ですので、ちょっと早口になるかと思いますが、1996年に法制審議会が、夫婦別姓や婚外子相続差別撤廃の民法改正の法律案要綱を答申してもう17年以上になるのですが、いまだに法制化されておりません。法制審議会が答申して立法化されていないというのは、この民法改正だけです。法制審議会というのは権威ある審議会と言われておりますので、この問題ができてないというのは大変由々しき事態だと思います。

2001年に男女共同参画会議の基本問題専門調査会が中間とりまとめを行っておりますけれども、当時、タイやトルコも名前が挙がっておりましたが、既に法改正しておりますので、法律で同姓を義務づけている国というのはほぼ日本だけになっている。そして、婚外子の差別については、どこも嫡出概念も撤廃しておりますし、相続の差別をしているのは、数年前に、政府答弁として、日本とフィリピンぐらいであると聞いております。そして、婚姻年齢に男女差を設けているのは、幾つかの国はあるのですけれども、主な国では中国と日本です。そして、再婚禁止期間についても、ほとんどの国ではもうやっておりま

せんので、日本の民法が極めて特異な法律であるということが言えると思います。 CEDAWからの勧告については、資料を見ていただければと思います。

夫婦の氏をどちらかにするということで、民法750条は、建前で平等であるから差別ではないと言われるのですが、3.8%しか女性の名前を名乗っていない。これはほとんど変わっていなくて、前年度からすると0.1%しか増えていないのです。96.2%が夫の氏を名乗っている。婚外子についても、2.2%という数字ですが、欧米では半数を超えている国もありますので、極めて婚外子が少ない。これは、相続だけではなく、このことが社会的差別を助長していると言われますので、この問題がこの2.2という数に表れているのではないかと思います。

それから、世論調査ですが、資料8を御覧いただければと思います。1996年から2012年までの4回比較です。内閣府は、1976年から夫婦別姓に関する世論調査をしておりますが、1996年以降の4回は同じ設問ですので比較になるかと思います。この世論調査を見ると、60歳未満は、男女とも、どの年齢層も夫婦別姓を容認する意見のほうが上回っております。70歳以上は特に反対が多いのですけれども、平均して世論が拮抗しているということで、今年の3月の法務委員会でも、法務大臣が、世論が拮抗しているとして、余り前向きな発言がなかったのですけれども、そもそも、この人権の問題を世論調査だけに委ねていいのかという問題があります。少なくとも若い世代が過半数を超えているということだけで十分だと思うのです。世論に委ねていることに対しては、国連から勧告を受けているということも申し添えます。

それから、婚外子についてですけれども、もう既に高裁レベルでは違憲の判断、違憲決定、違憲の判決も出ております。実は最高裁判所が大法廷に、今、審理を回付しておりまして、7月10日にこの弁論期日が決まっております。秋には違憲決定されるのではないかと期待されております。そういうこともありまして、法案を野党が婚外子のみを切り離して出しているのですけれども、夫婦別姓については大変な反対があるということで議員立法案も出しておられないのです。国会の請願ですけれども、1975年に初めて夫婦別姓の請願が出されました。このときに出されたのは、婚氏続称制度と夫婦別姓だったのですけれども、この1975年の請願審査で750条だけ切り離して採択されました。

翌年、1976年には婚氏続称制度が実現しましたので、それ以来、毎年、夫婦別姓については請願が出されております。もう40年近くこの請願が出されていながら、これは全会一致が原則ですので、国会の閉会日に審査未了ということで片付けられていますが、これほど多くの国民が長い間請願を出し続けて、まともな議論もされていないというのは大変問題ではないかと思います。

それから、2009年に民主党政権になって法案を提出するということでしたが、2010年の 通常国会の冒頭、政府側から、3月中旬に法案を提出予定であるということで説明がされ、 野党は与党から法案が出るのであれば出さないということで議員立法案が提出されません でした。この資料にもございますけれども、法案提出状況を見ていただければ、民主党政 権になって、初めて野党からの議員立法も提出されないという状況となっています。これ は資料9です。今年の第183回通常国会では衆議院と参議院で提出されていますけれども、 婚外子の相続だけを切り離して提出されています。

今、通称も職場によっては認められないということで裁判になっております。夫婦別姓については、今、高裁に行っております。高校の教員が通称使用を職場では認められながら、新聞の教員異動のときには戸籍名しか載せされないということで、これが裁判になりました。最終的には今月6月3日、和解が成立しまして、教育委員会も今後は通称使用を認めるということになりました。法改正されていれば裁判する必要もないですが、多くの国民が本当に求めているにも関わらず法改正されないということで、こういう裁判になっているということは大変深刻な状況だと思います。

最後に、国連の各人権委員会から度々勧告を受けながら日本政府が差別撤廃を行わないということは、人権政策に対して後ろ向きであるということを露呈するだけではありません。例えばフォローアップ制度については、民法改正について、2009年にフォローアップ報告の対象になりました。このフォローアップというのは、1項目ないし2項目の中で2年以内に実現可能なものということになっていますので、民法改正については法案の審査が終わっており、実現可能ということでフォローアップの対象になりました。2年後に審査を受けましたけれども、法改正してないということで、1年以内にもう一度報告するようにと言われております。今、政府は報告書を提出しておりますけれども、この2回目のフォローアップの報告がどうなっているかということがよく分かりませんが、もしこれが実現しなければ、このフォローアップ制度そのものも形骸化させてしまうのではないかと思います。

選択的夫婦別姓を求める国会請願、そして議員立法を提出してきたという事実、資料10に付けております政党の政権公約、選挙公約、そして、法改正すると言った閣僚の答弁が 反故にされたまま説明責任が果たされていないということは大変大きな問題であると思い ます。

男女共同参画会議からは、政府に対して何度か、民法改正についての言及があったかと 思いますが、これに対して何の説明もされていないということに対しては、男女共同参画 会議の発言やこれまでの努力を政府がどのように受けとめているかという問題でもあり、 とても心配しております。

そもそも民法改正は、男女平等とか人権というところから出発した議論だったと思うのですけれども、それが、家族の絆ですとか家族を壊すというような情緒的な意見で反対され、実現していないということに対して、本当に人権という点からきちんと議論されることを希望し、私の発言といたします。ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。この監視専門調査会に対しても大変厳しい御意見、 御指摘もいただいたと聞いておりました。

4人の皆さんの意見について、質問、あるいは御意見があれば伺いたいと思いますが、

どうでしょうか。

○大谷委員 質問の前にといいますか、事務局へのお願いも兼ねてになりますが、今日御用意いただいています緑のファイルに、条約や第6回の政府の報告、それから、最終見解等の色々な資料を御準備いただいているのですが、できれば次回以降これに加えていただきたいものが1つあって、それが今からJNNCに御質問申し上げることと関連いたします。

資料につけ加えていただきたいと思っておりますのは、女性差別撤廃委員会が採択しましたリポーティングガイドラインズと呼ばれるものです。これは国家報告制度に関してその国家報告のあり方についてのガイドラインでありまして、特にどういう項目をそこに盛り込むべきかという指針が示されております。これは、今後、関連府省で次の報告を作成される担当の方には是非、まず御提供いただきたいですし、私どももこの監視専門調査会としての機能を果たすために必要な基本文書だと思いますので、事務局にお願いです。

その中に、実は本日のヒアリングの中で何名かの方から御発言がありましたように、定期報告ですから、初回報告と違いますので、前回の報告審査で指摘されました懸念事項ですとか、勧告についての実施状況を報告するようにという以外に、実施していない場合のその説明、あるいは困難についての説明をまず含めるようにというのがあります。あるいは、その条約を実施するためにどういったことが必要なのかということについて分析的な、それから、リザルト・オリエンテッドという言葉が使われておりますけれども、結果志向的な法的その他の適切な措置、それから、そのために取られるべき措置ですね。そういったことを盛り込むようにということが具体的に書かれています。

今日もJNNCの御発言の中に、できたところだけが政府報告で書かれる傾向にあると。できていないことについて書かれていない、あるいはもう少し踏み込んだ分析、方法まで書いてほしいという御発言がありました。JNNCの今日の御発言者の方への質問なのですけれども、NGOから御覧になって、政府の御準備と、JNNCからいただいた御準備で、各総括所見の勧告についてどこが関連府省なのかということ、それから取られた措置、それからJNNCの方は残された課題ということで整理してくださっています。もう少し踏み込んだというか、どうしてそれができないのか、あるいは本当にそれを克服しようと思ったら何が必要なのかということについて、NGOから御覧になったときに、今後、政府でそこまで踏み込んだ分析された報告をされていくために、何か示唆になるような御意見、あるいはNGOでそういう分析をされる御予定があるのか、さらには、他の国で良い実行みたいなことがもしあれば、情報提供をいただければありがたいなと思っております。

以上です。

- ○鹿嶋会長 どなたか、今の質問に対してどうですか。
- ○永井氏 実は省庁の仕組み、それから、政治的意思がどのように発揮されるかというあたりのメカニズム、そういうものに私どもは遠いところにおりますので、そのためにも、やはり省庁との密接なNGOの連携というのが求められるのではないかと思うのです。

例えば選択議定書のときには、当時の政権与党のあるところまで実現すると言われました

けれども、それが土壇場で覆った。その覆ったことについて思い当たる節はございますけれども、それが表に出して果たしていいものかどうかとか、そういうこともございます。

それから、例えば先ほど私が例に挙げましたヘイトスピーチや、いわゆる公的な立場にいる、本当は憲法を尊重・遵守しなければいけない人たちが人権を軽視する発言をするのが放置されている、そういうことに対してはある程度研究を進めております。

○坂本氏 民法改正について言いますと、そもそも法務省はやるということで答申を受けて法案化しているわけですから、これがどうしてできないかというのは政治の問題であることとははっきりしております。裁判所も、立法判断に非常に配慮する余りに憲法判断をしないような傾向を感じております。要するに法律のでき方が問題でして、法制審議会が答申して、法案化しても、国会で提出するということが与党の法務部会で決定されないとこれが立法化されないということです。この問題が法務省からの報告には出てこないので、各委員から苛立ちはかなり出ていると思うのですけれども、バッシングは常に政治主導で行われておりますので、常に政治の問題であるとNGOは分かっております。例えば世論の動向を、国会答弁でも、そして政府からの報告にも挙げられるのですけれども、それ以外に、理由として政府から出せないということを率直に書かれてもいいのかなと思いますけれども、それがなかなかされない。遠慮されている。立法府に対する遠慮と、日本の独特の政治システムで立法化されないという状況がありますので、私たちもそこはしっかりと報告していきたいと思っています。

○山下氏 ただいまの大谷委員の御質問ですけれども、私も、永井が申し上げたNGOの連携というのがキーポイントになりそうな気がしております。というのは、私たちの48団体は、それぞれ特化した問題、イシューを持って活動しているNGOの集まりですので、それぞれのところで、何が問題かについて非常によく分かっています。例えば2009年に国連の女性差別撤廃委員会で、私たちがランチブリーフィングを開催したときにも、委員の皆さんは大変よく分かってくださいました。それは、当事者が行って直に話をしているからですね。そういう意味では、真剣さもひとしおですので、そうした分析なりにNGOを加えていただくと何か突破口が開けるかと思います。よろしくお願いします。

○鹿嶋会長 監視専門調査会としても、女子差別撤廃委員会からフォローアップがかかっている民法改正については放置しているわけでなく、これまでも議論をし、それを報告すべきとき、すなわち男女共同参画会議では報告していますし、また参画会議では、私は「この件は煮詰まっている」という表現をしてきました。今、坂本さんがおっしゃったように、もはや政治決断しかないということです。自民党、民主党と、そのことについては何度かそれぞれの政権に迫ったわけですが、それなのになぜそこから先に進めないのかという問題まではこの監視専門調査会はなかなか踏み込めません。それはもう政治決断になってきますのでね。私たち専門調査会がひょっとしたら遠慮しているのかもしれませんが、なかなかそのあたりは微妙かつ難しいところです。むろん参画会議で見ている限り、閣僚の皆さん、個人個人はよく理解はしているという印象なのですね。ただ、なかなか前に進まな

いということは事実でありますので、それがなかなか悩ましいところではあると、個人的 な感想ですが思っております。

〇山下氏 今の点ですけれども、女性差別撤廃条約の中にはいわば2種類の条文があると 私は理解しております。例えば、今問題になっております民法の問題について言えば、は っきり条約の16条に違反しています。だから、国内法が国際法に違反した状態にある。こ れは、条約を批准して、それを履行する義務が締約国にあるわけですから、国内法の改正 しなければならないのです。

そのときに、世論調査の結果を持ち出すことは意味がありません。むしろ人権というのは少数者の権利です。ですから、世論調査で夫婦別姓に賛成する人が過半数を超えたから、では民法を改正しましょうということではないのです。別姓にできないことで現実に不利益を被っている、人権条約上の権利侵害を受けている人間がいる以上、それをどうにかするということが法改正しなければいけない原動力だと思います。もう少し法学者の意見とかを聞いていただき、どういうところに問題があるかを理論的に詰めていただき、こちらの専門調査会から発言していただけるとありがたいと思います。

- ○鹿嶋会長 ありがとうございました。他に御意見ありますか。
- ○大谷委員 もう一点お伺いしたいのですが、永井さんの御発言の中で、CEDAWの声明の中で、国家報告を準備する際のNGOとの協議を委員会が求めているという御報告と御提案がありました。御提案は、今後の報告策定の過程において、形式的でないNGOとの意見交換が試みられるべきであるということだったのですが、本日おいでいただいているのは監視専門調査会としてのヒアリングです。その委員会のほうのNGOとの協議の重要さの指摘も踏まえて、次回の日本の政府報告書作成の過程において、NGOとしてどういう時期にどういう協議のあり方が好ましいとお考えか、もしそれについて御意見があればお伺いしたいと思います。
- ○永井氏 どういう協議のあり方というのは、つまり、時期の問題と形ですか。

それはもちろん、例えば省庁からヒアリングをなさったときに、その省庁から返ってきた内容が実際に差別の中で解消されない状態に置かれている人々の眼差しを持っているかという視点でそのヒアリングを見るというか、検証する、そういう時期があればいいと思います。つまり、政府の答弁が、時間がないので余り的確な表現には至らなかったかと思いますが、いわば体裁は整っている。それから、やったことが書いてあるから、いかにもたくさんやったように見えるけれども、実際の差別の現場にいる人から見てみれば、何が解消につながるのか、見通しすらつかめないというような実態がありますから、公式のお答えを実態とあわせて検証する機会をいただきたい。できれば報告書作成する前に検証すれば、障害になっているもの、あるいは問題になっていることを分析するのに幾らか役に立つのではないでしょうか。

〇山下氏 一言だけつけ加えさせていただきます。今日お手元に御用意いたしました『学んで活かそう女性の権利』の48ページ、49ページが、女性差別撤廃委員会のNGOとの関係に

ついての声明です。それの8というパラグラフに、委員会は締約国が国家報告を準備する際に、NGOと協議し、市民社会の全ての部門がこの報告を入手できるようにすることを推奨する。報告の作成に当たってNGOとの協議を行ったか、報告プロセスにおいて協働したか透明性があったかどうかについて、いつも自分たちは締約国に質問すると言っているところです。必ず報告書作成の段階でNGOとの透明性のあるやりとりがあって、そして、市民社会全体がこのことを知っているようにしなさいということだと思います。適切な時期がいつかについては御検討いただければと思います。

○柚木氏 NGOとの対話についてですけれども、今まで私たちが参加できたのは内閣府の「聞く会」ですが、あの「聞く会」は誰の聞く会なのかよく分からなくて、私たちが内閣府の御意見とか省庁の方たちの御意見を聞く会なのか、私たちの意見を聞いてくれる会なのか、位置づけがよく分かりませんし、非常に短時間であって、あれでは本当の「聞く会」にはならないのではないかというのが率直なところです。実際に対話しましたと報告書に書くのであれば、最低でも午後いっぱいぐらいでテーマ別にやるとか、もう少しきちんと体裁でなくてやった内容があるような「聞く会」に是非していただきたいというのが1点です。

それから、先ほども申し上げましたけれども、ILOの勧告について報告しましたけれども、ILOも、国内で私たちが手続を最高裁までやって、だめだから、ILOに検証24条に基づくILO100号条約違反の申立てや181号条約の申立てをしているわけですね。私たちはお金もありませんが、連合等の委員の御協力も得て一生懸命英訳したり、それを届けたりと色々やった結果として、ILOから、もっと前進させなさいよという勧告を取ったわけですよ。

各省庁はこのように民間の者たちが一生懸命努力していることを、無にしないで、報告や法律の改定に是非つなげていただきたい。前政権でしたけれども、労働基準法等に関連する100号条約の勧告が出た後は、藤田政務官と津田政務官に、是非協力して、少なくとも政府が、例えばコース別雇用管理区分が違ってもきちんと職務を評価して判断するのだとか、労働基準監督署はそのとおりやっているとか言えるのであれば、その回答どおり通達を出してほしいと、そうすれば現場の担当者はきちんと通達に基づいて動けるはずだということをお願いしています。そういう声を是非聞いていただいて、100号条約については男女差別を是正しろと山ほど言われているわけですから、そこを突破するためにも、民間やNGOや労働組合が一生懸命やっていることについても、政府としても実際に受け止めていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

まだおっしゃりたいこと、多分たくさんあると思うのですが、時間が来ましたので、ヒ アリングはこれで終わります。 4人の皆さん、どうもありがとうございました。

続いて、審議に入ります。次回から、関係府省ヒアリングを3回にわたり実施する予定 としております。前回の会合の後、ヒアリングを行うべき項目、それから、府省について の御意見を頂いたところですが、頂いた御意見も踏まえまして、私と事務局でヒアリング を行う府省についての案を作成しました。この案について、事務局から説明をお願いしま す。

〇中野渡補佐 本日の配布資料3「女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項の対応状況についての関係府省ヒアリング案」という一枚紙を御覧ください。

前回の会合後、ヒアリングをすべき府省及び項目につきまして、委員の皆様からの御意 見を募集させていただきまして、数名の委員の方から御意見をいただきました。御多忙の ところ、大変ありがとうございました。

いただきました御意見も参考といたしまして、ヒアリングすべき府省案を作成いたしました。関係府省ヒアリングにつきましては、ここに記載の今後3回の会合で行うこととなっておりますけれども、このうち1回を女性に対する暴力専門調査会との合同開催といたしまして、最終見解のうち女性に対する暴力関係部分と人身取引関係部分の対応状況についてのヒアリングを行うということにしております。

他方で、女性に対する暴力の部分と人身取引関係部分につきまして、どの府省からヒア リングを行うかは、女性に対する暴力専門調査会側とのすり合わせも必要になりますので、 本日の監視専門調査会におきましては、これらの部分を除きました監視専門調査会単独で 行う2回のヒアリングの府省について本日お決めいただきまして、合同開催の際のヒアリ ング府省につきましては、次回に決めていただくこととしたいと考えております。

監視専門調査会単独でのヒアリングですけれども、事務局において候補といたしましたのは、ここに掲げた内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省の5府省です。これらの府省につきましては、本日の冒頭に御説明させていただきました資料1のとおり、多くの項目において関係しておりまして、また、委員の皆様からも、ヒアリングをすべきという御意見がありましたことから、候補とさせていただきました。

ほかにも関係する省庁は多数ございますけれども、説明及び質疑の時間を考慮いたしまして、この5府省に絞った形としております。

また、いずれの日にヒアリングをするかにつきましては、今後、各省との調整が必要になってきますけれども、例えば1回で内閣府とあと2つの省で、もう1回で残り2つの省といった方法が考えられると思います。

なお、日程につきましては、次回の7月31日は監視専門調査会単独でのヒアリングということになります。9月5日と9月24日につきましては、現時点で女性に対する暴力専門調査会のほうの日程が調整中であるため、この2回のうちのいずれか1回が監視の単独、残り1回を女性に対する暴力専門調査会と合同で行うこととしたいと考えています。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ここで決めていただくのは、女性に対する暴力を除いた、ここでの単独の監視専門調査会にお呼びする府省として5つ挙げてありますが、これでいいかどうかということだけ御意見を伺いたいと思います。

もしこれで異論がなければ、次回から関係府省のヒアリングを実施するようにいたしま

すが、よろしいですか。

では、内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省のヒアリングを実施したいと 思っております。次回からのヒアリングでは更にできる限り説明をしていただきたいと思 いますので、もし何か、こういう視点で聞きたいということがあれば、事務局に伝えてい ただければと思っております。

それから、今同時に説明がありました女性に対する暴力・人身取引関係部分のヒアリングについては次回に決定するようにいたします。

○田中委員 各府省のヒアリングに関することで、私、まだこの分野についてよく分からないので事務局に確認ということになるのですが、先ほどのNGOの方々からヒアリングや、事務局からの説明を聞いていて、若干違和感というか、驚いていることがあります。要は、政策を回す、PDCAサイクルを回すというのは、今、経済財政諮問会議の中でもきちっと言われていて、政策評価が義務づけられているので、普通、やるはずだったことが書かれていないというのはあり得ないのですね。ですから、どのようにこの分野、年度の目標が設定されていて、そして、それが管理されているのかというところが、これは政策評価のアジェンダに乗っかってきていない、乗っからないアジェンダだと考えてよろしいのでしょうか。

というのは、やるはずのものがやらない、書かれないということが、よく分からないで すね。普通であれば、目標が定められていれば、必ずやらなかったことも書かれるはずで すけれども。

○三上調査課長 そこは、今日NGOの方々から御意見をいただきまして、次回以降、内閣府の他関係府省から説明を申し上げることになるわけですけれども、その際、本日いただいた御意見もきちっとお伝えしまして、本日の資料1の中で言及がない部分でやるべきと思われるべき部分についての説明をできるだけ加えるように関係府省に依頼したいと思います。

○田中委員 やらなかったことがどうだというのは延々と続いてしまうと思います。そうでなくて、年度に、この問題についてどういう目的を設定して、目標を設定して、どこまで進捗したのかという管理の体制があるのかどうか。もっと言えば、行政評価のフォーマットにきちんとこのアジェンダが乗っかっているのかどうかというところを確認してほしいということであります。

○鹿嶋会長 男女共同参画基本計画、重点分野が15あるわけですね。大変広範囲なわけです。それと同時に、女子差別撤廃条約に基づく委員会からの勧告に対するフォローも監視専門調査会は行うわけです。女子差別撤廃条約の中のかなり広範囲の要求と、それからNGOの皆さんの要求と、その中で、今の4人の方の説明を聞いている限りは、抜け落ちてくるものがあるだろうということでした。

それほど抜け落ちたという印象は、私自身は持っていません。他の分野についてのフォローアップ、男女共同参画基本計画等を新しく作る上でもフォローアップを行います。監視

専門調査会の仕事は、第3次基本計画の施策の進捗状況の監視ですから、それについては、 基本的には抜け落ちたという印象では見てはいないのですけれども、ただ、女子差別撤廃 委員会では、山下さんたちが指摘したように、要求に対して、明確な答えがないままに進 んでいるという印象があったというわけですね。

- 〇田中委員 要求の話と各府省が目標を設定している話は、そこは違うわけですから、まずそこから始まるわけですね。
- ○鹿嶋会長 なかなか答えが難しいのですけれども、田中委員はさらにどのようにすれば いいと思っていますか。
- 〇田中委員 これに関して、各府省がきちんと年度に目的を設定して、何をやるべきかということを決めているのかどうか自体を確認したいのです。
- ○鹿嶋会長 事務局、どうですか。
- ○三上調査課長 確認してからお答え申し上げたいと思いますが、各省とも、これを正面から取り上げてというよりは、他の行政施策の形での捉え方の中で、それが結果的に女子差別撤廃条約への取組にどのように反映されるのかというような仕組みになっているところも多いのではないかと直観的には思います。調べてみてからお答え申し上げます。
- 〇田中委員 それ自体を主たる目的にしてないのですね。結果的にこれが含まれているということですね。
- ○鹿嶋会長 今の調査課長の指摘は分かるのですね。多分、女子差別撤廃条約のためのタスクフォースがあって、それについての議論というよりは、様々な政策課題の中で女子差別撤廃関連というのがあるわけですね。近似形のものがあるわけでしょう。それで回答しているというのが一般的ではないかなと思うのですが、もし違ったら言ってください。
- ○三上調査課長 女子差別撤廃条約の関係では、まさに委員会に政府が報告を出し、審査を受けるという形でそれ自体PDCAとして回っているのだと思います。それが、各省の国内的な施策としての施策に関する評価とどのようにつながっているかというあたりは確認したいと思います。
- ○鹿嶋会長 ただ、何度も言うようですが、他のものについて抜け落ちたという印象は、 ないと自負しているのですが、もし今後、田中委員が見ていてそうしたものがあるのであ れば、是非指摘いただきたいと思っています。
- ○田中委員 申し訳ないのですけれども、聞いていると、何が抜け落ちているか抜け落ちてないのか、本当は抜け落ちてないのかもしれないのですけれども、そこが見えないのですね。そこを何か抜け落ちていると指摘するのではなくて、きちんと、会長がおっしゃるように、実は抜け落ちていないのであるならば、それ自体を説明してほしいのです。それには、抜け落ちてないということを説明するためには、これこれこういうことを網羅しましたということが最初に何か書かれているなり合意されていないといけないわけですね。だから、それを目標と申し上げたのです。
- ○鹿嶋会長 女子差別撤廃委員会の政府報告も、要するに、できたこと、経過報告が中心

で、できていないようなことは報告してないという印象の指摘でしたね。そこが抜け落ちているということになるのでしょうか。

○田中委員 最初に何を目指したかなのです。そこがないから、こちらは抜け落ちてない と思う、でも、あちらのほうは抜け落ちているものがあるという話に、平行線になってい ると思います。

○鹿嶋会長 それは難しいのですよ。向こうでフォローアップかけている項目があるわけですよ。例えば民法改正についてね。それについて、こういうことをやりましたということだけで、多分政府報告は止まるのですね。でも、NGOから見れば、そこが不安なのかもしれない。

○田中委員 すみません。先ほどの議論を聞いていて思ったのですが、やはり政治のレベルの議論は非常に難しいと思います。各府省の話をヒアリングするというのですから、行政のレベルに関してはPDCAを回せると思います。

○鹿嶋会長 そのあたりは少し調べてくれますか。

次は、平成25年の男女共同参画白書ですが、事務局から説明をお願いします。

○三上調査課長 お手元に参考資料1として薄い冊子をお配りしているかと思います。平成25年版の男女共同参画白書でございます。先週金曜日に閣議決定の上、国会に提出してございます。御案内のとおり、男女共同参画社会基本法に基づきまして、毎年、男女共同参画社会の形成状況、施策の進捗状況等について国会への報告を公表しているものでございます。

本冊はもっと分厚く重いものですので、委員の皆様方には別途お送りさせていただきます。本日は概要で御説明申し上げます。全文は既にホームページで御覧いただくことができますので、そちらでも御覧いただければと思います。本冊のほうは資料編等もついておりまして、女子差別撤廃条約全文、女子差別撤廃委員会の最終見解等々、関連の資料も収録してございます。

1ページ開いていただきまして、目次を御覧いただければと思います。白書全体は3部構成になっております。第1部では冒頭に特集を扱っておりまして、それに続く部分では、例年どおり、各分野における男女の現状をさまざまな統計データを用いて示しております。

昨年の白書の特集では東日本大震災をテーマに取り上げたところでございますけれども、 今回の白書では、第1部の最後に第8章として「防災・復興分野における男女共同参画」 を設けまして、引き続きこの分野の現状をデータで追っていくこととしております。

第2部、42ページ以降の部分では24年度に各府省が講じた施策、それに続く部分、49ページ以降では25年度に講じようとする施策を、それぞれ第3次基本計画の重点分野に沿って紹介しております。

時間の関係もございますので、以下、ポイントをかいつまんで御説明申し上げます。

1ページ目。今年の白書では、成長戦略の中核である女性の活躍をテーマに取り上げて ございます。女性の活躍促進に向けた課題、それから、今後の取組の方向性を明らかにす るように努めております。

第1節では、我が国経済を取り巻く状況ですとか、女性の活躍が期待される背景等を概観いたしまして、産業別、職業別の就業状況ですとか雇用形態別に男女別の特徴を見ながら現状を把握しております。

第1図、2ページでございます。我が国の全就業者に占める女性の割合は4割強で、主要国と比べてとりたてて低いということはございませんが、管理的職業における女性の割合が極めて低く、韓国と同様に、非常に大きな差があるという点が特徴的でございます。

第2節では、いわゆるM字カーブと呼ばれる女性の労働力率について、世代別、配偶関係別、あるいは教育別といったさまざまな視点から分析しまして、そのような形を描く背景ですとか変化の要因を考察しております。

第2図、3ページ右上を御覧ください。これは女性の労働力率を世代別に見たものでございますけれども、最近生まれた世代の方ほど全般的に労働力率が高くなっていることがわかります。配偶関係別に分解したものがその下の左右のグラフでございます。配偶者の有無にかかわらず、若い世代ほど労働力率が高くなっている。しかし、その形はかなり違う。無配偶の方であれば男性とほぼ同じような形を描いているということが御覧いただけると思います。

4ページ、第4図を御覧ください。労働力率の内訳を就業形態別に男女で比較しますと、 女性は若年層でも非正規雇用の割合が高い。ブルーの層でございます。加えまして、多く の女性が結婚・出産期に差しかかる20代後半以降は正規雇用が減少いたしまして、非正規 雇用が増える傾向が見られます。右側のM字カーブの2回目の山の主体は主に非正規雇用 の盛り上がりによるものであることが御覧いただけるかと思います。

7ページまで飛びまして、潜在的な労働力として就業を希望している女性303万人に上っております。下側のグラフでピンク色の部分に含まれるものでございます。この内訳をもう少し細かく見てみますと、その上の中央のグラフにありますとおり、例えば、そのうち非正規雇用を希望される方が7割強いらっしゃるということであります。

第3節では、女性のライフステージと就業形態の変化、キャリア形成に関して、男女あるいは企業の意識・行動についてあわせて現状の把握をしております。

10ページ、第10図を御覧いただければと思います。第1子出産を機に約6割の女性が離職するということは今広く知られているところですが、このデータはそれを結婚前まで延ばして見てみたものです。結婚前に仕事を持っていた女性を基準にいたしますと、約3割が結婚を機に、4割が第1子出産を機に、それ以降も、第2子、第3子出産を機にやめられる女性の方が多いということが御覧いただけるかと思います。

第4節は、育児や介護に関連する措置、男性の労働時間、税制・社会保障制度等、女性 の活躍に影響を与える環境を扱っております。

13ページ、13図b、右側の図でございますが、共働きの男女について、仕事等の時間と家事関連の時間の配分を見たものでございます。子どもの有無、子どもの成長段階にかかわ

らず、男性では仕事時間への配分が圧倒的に多い。青い実線でございます。それに比して 男性の家事関連の時間というのは青い点線で示されているように非常に少ない様子が御覧 いただけるかと思います。これに対して女性は、仕事と家事関連の時間の差が小さいとい うことに加えまして、特に末子が小さいとき、就学前の時期には家事関連時間が仕事時間 を上回っていることが御覧いただけるかと思います。

第5節では、諸外国における関連施策の動向を見ております。15ページです。幾つか手法はあるわけですが、1つ目は企業の情報開示を通じて女性の活躍を促進すること、クォータのような形で割り当てを法令で義務づけて役員会の多様性を確保しているようなもの、企業へのインセンティブとして補助金の給付、税制上の優遇、あるいは公共調達といった手段などがございます。概要版では非常に簡単に紹介しておりますけれども、本文のほうでは一覧表等も使いまして内容をご紹介してございます。

15ページから16ページのところにかけて「我が国における最近の取組・議論」でございます。近年、女性の活躍と経済活性化とのかかわりが注目されていたわけでありますけれども、とりわけ現内閣の発足以降は女性の活躍促進を加速する動きが強まっておりまして、総理指示のもとに、例えば若者・女性活躍推進フォーラムを通じて成長戦略に盛り込む具体策をとりまとめたことですとか、4月には総理自ら経済界に要請を行い、女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけたことなどを記載してございます。

続きまして、「今後の課題と取組の方向性」では、第4節までのデータ分析、あるいは 先般とりまとめられた若者・女性活躍フォーラムの提言等を踏まえまして、女性の活躍を 促進するための課題であるとか、その課題を克服するための今後の取組の方向性を記述し てございます。育児、介護、家事といった役割を担うことの多い女性にとって、就業の継 続、育児等で一旦退職した後の職場復帰、意思決定の参画、進路選択、起業、こういった さまざまな局面で克服すべき課題がありまして、また、その企業の側にも色々克服してい くべき課題がございます。

16ページから17ページ、「今後の取組の方向性」でございますけれども、女性のライフステージごとに課題に対応した施策をきめ細かく展開していくこと、企業における積極的な取組を促していくことの重要性等を指摘しております。個別の説明は割愛させていただきます。

19ページからは、いわゆる現状編と呼ばれる部分でして、毎回同じ指標を各分野についてフォローしていくというものでございます。説明が一部重複しますので、7章までの説明は省略させていただきます。

37ページから38ページにかけて、今回新しく「防災・復興分野における男女共同参画」を設け、地方防災会議における女性委員の割合等を紹介してございます。38ページにございますとおり、地方防災会議の女性委員の割合は、昨年4月現在の4.5%から10月15日現在で5.1%と少し上がっております。ピンクの網がかかった部分は女性委員がゼロになっているでありますけれども、10月15日現在の欄に網がかかっている都県におきましてもその後

努力を重ねられておりまして、幾つかのところで女性委員ゼロが解消されたところがあるやに聞いております。また、女性がいるところでも、例えば充て職的に決まっているポストでは、人事異動等によって後任の人が男性だったりしますと、また変動しているということがございます。そうした点をお含みいただければと思います。

42ページからは24年度に講じた施策、49ページから25年度に講じようとする施策を記述 しておりますけれども、個別の説明は省略いたします。

以上でございます。

- ○鹿嶋会長 今の説明に対して質問ありますか。
- ○安部委員 最初の部分ですけれども、就業率、あるいは非正規雇用、正規雇用、こういう割合が非常に重点を占めているような印象を受けています。平均年収というのもあるのですけれども、これは平均で、分布ではないということですね。それで、どうしてこういった分析に重点を置かれているのかということについて伺ってもよろしいでしょうか。例えば就業率等はかなり上がっているわけですよ。国際比較等そういうところでは、日本の女性の就業率が低いような印象をよく持たれているのですけれども、就業率はここ数十年で上がってきたということがあって、むしろ中身の方が非常に重要なのではないか、と私自身は思うわけです。ですので、どうしてこういう指標に注目されたのかということを伺いたいということです。

ですから、これが先ほどおっしゃった2章以降ですか、比較的ルーティンに毎年やっているものの中でそうなっていると言うなら、ルーティンにやっているので、去年と比べてこうでしたということで理解できるわけですけれども、最初の方にわざわざそういう指標を中心的に持ってこられた理由というのはどういうところにあるのでしょうかという質問です。

○三上調査課長 今まさに御指摘いただいたとおり、例えば23ページの女性の年齢階級別の労働力率の推移、第19図を御覧いただきますと、このところずっと上がってきて、非常に深い谷の底がどんどん上がって、谷が高い年齢層にずれているということが御覧いただけるかと思います。この概要版には載せておりませんけれども、本冊のほうでは各国別に比較したものもございまして、それを見ると韓国のような例はございますけれども、日本もまだ必ずしも諸外国と比べて高いわけではないということ。それから、7ページ、第7図にあるように、そのM字にあらわれていないピンクのところで、やはり就業を希望していながら働いていない方がいらっしゃる。少子化の中でまさに日本の成長のエンジンをどこに求めるかといった議論をしていく中では、やはり質ということは非常に重要でありますが一方で、量の側面を見るときに、その部分はどういう内訳になっているかとか、最近の変化がどこに現れてきているかということを見るのは意味があるだろうということです。○安部委員 ちょっと今の視点に関連して発言します。成長のエンジンや成長のために女性がよろしいかどうかというのは、私も先ほどのヒアリングでのコメントに比較的賛成するのですが、それは置いておくとして、今のコメントですが、これが成長のエンジンだと

いうのはどこから、つまり、就業希望者で、働いてない人が成長のエンジンであるという 認識というのはどこに根拠があるのでしょうか。

○三上調査課長 303万人だけがエンジンだと言っているつもりは全くありませんで、例えば、今働いていても十分には参画できていない、色々な制約の中で働いているというところにもこういう光を当てているわけです。男性がもっとサポートすれば女性が存分に能力発揮できるようになるのではないかと、色々な見方をしております。成長のエンジンという言い方がよくなかったとすればなんですけれども。

○鹿嶋会長 ただ、年齢別の労働力率を見ると底上げしているのですけれども、就業率を 長期の時系列で見ると、下がっていませんか。第1次産業が中心だった戦前、終戦直後の 方が、専業主婦が増えだす高度経済成長期以降よりも高かった。今、就業率の平均って大 体5割ですよ。

- ○安部委員 それは高齢化の影響が大きいのです。
- ○鹿嶋会長 ただ、今言いましたように、ずっと長い目で見てくると上がっているかどう かというと、そんなに上がってないですね。
- ○安部委員 いや、私の理解では上がっているのです。年齢を限定すれば上がっていると 思います。それが私の理解です。25歳から54歳とすれば上がっていると思うのです。

なぜ申し上げたかといいますと、成長のエンジンということですと、別にここで挙げられているものがそうならないというつもりは毛頭ございませんが、ただ、どういう形で女性が民間部門にいるか、あるいは公的部門にいるか、どこに差別があるのかないのか、こういうことが重要なのではないかということがありますので、こういう形で持ってこられたのはどういうことかということをちょっと伺いたかったということです。

○三上調査課長 すみません。1点だけ。例年同じデータを追っているいわゆる現状編という部分には、例年の分析の仕方がございます。特集を組むときに、現状編との重複も非常に気になるわけですけれども、全部まとめて特集に持っていってしまうと、現状編を毎年定期的にフォローされている方等に混乱を生じさせてしまうことも考えられます。したがいまして、特集で一定のまとまりをつけているといっても、後ろの現状編に出てくる雇用の分野ですとかワークライフバランスの分野等とやはり組み合わせて見ていただくことがある種の編集上の前提になっています。そこは御理解いただければと思います。

○鹿嶋会長 他にはよろしいですか。

それでは、最後の議題になりますけれども、「その他」として、統計整備基本計画策定 に向けた検討について、事務局から説明をお願いします。

○三上調査課長 その他の関連で1点御報告申し上げます。

参考資料 2 でございます。公的統計の分野では、統計法というものが基本的な法律になっておりまして、統計委員会という諮問機関があり、そこでの審議を経て統計整備基本計画という、我々の世界で言うところの男女共同参画基本計画に相当する中期的な計画を策定して公的統計の整備を進めるという仕組みになっております。これは統計法が平成19年

に全面改正されたときに導入されている仕組みでございます、統計の方の基本計画は現在 のものが第一次でございまして、21年の3月に閣議決定されたものでございます。

「概要」のところを御覧ください。現行の統計整備基本計画は21年度からの5年間の計画期間がそろそろ終わりに差しかかってきたということで、統計委員会では先般、次の基本計画に向けて審議が始まりました。私どものほうに、今般、ジェンダー統計の関係で説明してほしいという要請がございまして、先週の金曜日に、統計委員会の中に設けられたワーキンググループの中に説明に行ってまいりました。安部先生はそちらのワーキンググループの委員でもあられますが、残念ながら当日は御欠席でいらっしゃいました。

「構成」のところに書いてございますとおり、現行の基本計画には「はじめに」から基本的な方針ですとか個別施策が記述されているのですが、ジェンダー統計ないし男女別統計という形では先方の計画には言及されておりません。関連があるとすると真ん中あたり、第2の3のあたり。社会的・政策的なニーズの変化に対応した統計ということで、少子高齢化の進展・ワークライフバランスに対応した統計、その下、暮らし方の変化に対応した統計というところで、具体的には2ページにあるような記述がございます。

パワーポイントの資料は金曜日に私から御説明申し上げたものです。ジェンダー統計について改めて、国連における考え方、最近の国際的な議論・取組の動向について、特に現行の統計整備基本計画が策定された以降の動きを中心に御説明申し上げました。

スライドの6ページ目以降は、男女共同参画基本計画ではどういった位置づけがなされているかということ、男女共同参画計画の成果目標の中で男女別の表記がないもの等についても状況を御説明申し上げました。この5つの分野につきましては、昨年こちらの監視専門調査会で御意見をまとめていただく際に、それぞれ先方の担当と話をして、男女別統計の整備に向けて御検討いただくという一定の理解が得られているところであります。

スライドの9ページ目では、昨年の7月にこの監視専門調査会でおまとめいただきました意見を御紹介しながら、その後の男女共同参画会議で、男女別データの整備を政府に求めていることですとか、最近の男女共同参画局の関連の取組を御紹介しました。

最後の10ページ目では以上の流れを受けまして、ジェンダー統計の整備が、こちらの男女共同参画側から言うと男女共同参画社会形成の基礎的な条件であるということが1点目、それから2点目は、統計サイドからの見え方ということで申し上げるとすれば、統計法というのは、従来の法制度では行政のための統計というような位置づけがやや強かったと言われていますけれども、平成19年の制度改正に当たりまして、社会の情報基盤という広く構えた形で理念が打ち出されており、そういった意味でも、公的統計の体系の中でこのジェンダー統計の整備がカバーされるべきであろうということを申し上げました。

それから、科学技術、農業、防災といった分野では、男女共同参画基本計画と、それぞれ先方の方の閣議決定に基づく基本計画の中で、女性研究者ですとか農業分野における女性の活躍ですとか、双方が手を取り合う形で記述されているものが多うございますので、統計の分野でもそういった形で、男女共同参画側の問題としてだけでなくて、統計整備の

問題としてもジェンダー統計を位置づけることが必要ではないかということを申し上げま した。

*のところに小さい字で書いてありますけれども、現行基本計画が策定される前に、統計関係部局長の申合せの形で統計分野で各省の取組のベースとなっていた文書ではジェンダー統計の整備というものが記述されておりました。単純に元に戻してほしいということではないですけれども、もともとそういう構造・位置づけにあったものをもう一回、今日的な取組も踏まえて議論してほしいということを申し上げてきました。

統計委員会の第2ワーキンググループというのは人口・社会統計を主に議論する場として想定しておりますが、昨年夏の監視専門調査会の御意見というのは、事業所を対象とするような統計も含めて統計全般について対象としておりますし、基本計画はもう少し広くPDCAにかかわるようなことも含んでいる、国際的にもそういう広がりをもった考え方として議論されています。そういったことから、人口・社会統計を超えた広がりを持った問題として議論していただければということをお願い申し上げました。

先生方からは、ジェンダー統計の必要性といったものについては誰もが賛成するし、反対する理由もないのではないかというような御意見がありました。ただ、企業を対象にするようなものだと、特に国際的に展開しているような企業だとだんだんそういった情報を集めるのは難しくなっているのではないか、統計としてどういう集め方がいいのかということはよく考えないといけないという議論がございましたし、個人・世帯別では必ず男女別のそういったデータを集めて活用していくべきだという御議論もありました。最後に、津谷座長から、どのような統計について男女別がないとか、どこがどう不足していて何をしてほしいということをもう少し具体性を持って整理して、7月19日の第4回のワーキンググループの会合で報告してほしいということを申しつかりました。そういうことができるように、関係府省にも協力を求めながら少し作業してみたいと思っております。

御報告は以上です。

- ○鹿嶋会長 説明に御意見、質問はありますか。
- ○安部委員 私はその統計委員会の委員をしておりますので、統計に関しては特に申し上げることはございませんが、是非考えていただきたいのが行政記録の方です。例えば国家公務員における女性がどのぐらいかというようなことは、恐らく省庁別とか省庁の中でも分野別に調べていて、女性がたくさんいるところとすごく少ないところがあると思うのですね。これについては当然、政府は記録や情報をお持ちなのですけれども、こういうものは統計の扱いには入らないわけですね。それで、例えば大学教員の中で女性がどの分野にどのぐらいいるか、どの年齢層にどのぐらいいるか、あるいはどの職位にどれだけいるか、これも行政記録として必ずあるはずなのですね。統計としてもないわけではないのですけれども、こういうことを一般の研究者等が知りたいと思ったときに非常に難しいというのが現状だと思います。

例えば後者の研究者の方ですと、年齢別にどのぐらい、例えば均等法の後に入職した世

代はその前の世代と違うのか知りたいわけですね。ところが、これは統計でやろうとすると結構大変である。行政記録としてはほぼ当たり前に存在しているはずなのですね。行政記録といいますと、よくも悪くも縦割りの世界なので、なかなかアクセスできない。ただ、ジェンダー統計ということで言いますと、やはりこういうところの利用を促進するということがありませんとなかなかその実態が分からないし、どうやって動いているのかも分からないということがあるのではないかと思いますので、是非行政記録の方をこちらの委員会から強調していただけるとありがたいかと思います。

○鹿嶋会長 監視専門調査会としても、次期の統計整備基本計画の検討を始めている統計委員会のほうに幾つか要望を出しておきたいと思っております。先ほど、JNNCの永井さん、柚木さんからも指摘がありましたし、私どもも第3次男女共同参画基本計画や昨年7月の意見の中でジェンダー統計の必要性や大切さをきちんとうたっております。昨年8月の男女共同参画会議でもそれを意見決定してもらっていることですので、とにかくジェンダー統計については、各府省の統計担当と男女共同参画担当の双方で取り組んでほしいという要望を出しておきたいと思います。

ジェンダー統計は男女平等を推進する上で基本的なことです。資料を見るとワークライフバランスとか少子高齢化とか、個別には男女共同参画のジェンダー統計に関わることが書いてあるようですけれども、全体的に分野横断的な重要課題としてジェンダー統計が大事なのだということをこの専門調査会として強調し、できれば職員の養成等でも基礎教育の段階からその重要性の理解が行き届くようにしてほしいということを要望したいと思います。統計の基本計画の中で細切れに出すのではなくて、統計といえば男女別統計が欠かせないということがきちんと分かるように、職員の養成段階まで含めて考えていただきたいということを、現行の統計整備計画が3月までだというので、次の基本計画の検討に当たって監視専門調査会としても要望しておきたいと思っております。

○大谷委員 その1つ前の議題ですが、さっき発言が間に合わなかったので戻らせていただいて申しわけありません。先ほど御説明いただきました平成25年版男女共同参画白書の概要ですが、これは概要ということで、本体にはもっと色々と書かれているかもしれないのですが、ちょっと1点だけ気になりました。

平成25年度の男女共同参画社会の形成の促進施策の中の第9章ですが、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の中で、新たな障害者基本計画の策定のことについて触れておられます。そこには「障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める」と書かれているのですが、これ自体は男女共同参画という観点からもう少し、障害者基本計画全体はもちろんそうですけれども、障害のある女性についての視点というのが本当は必要なのではないかなと思っております。ここに書かれてあること自体はこれで結構ですが、特に障害者差別解消法の実行の中で、障害のある女性の問題というのは、複合的な差別に遭いやすいということもありまして、そのあたり、監視専門調査会としても意見を述べていくべきところではないかなと思います。

また、関連して女性に対する暴力ですが、DV防止法の改正等があったときに、特に外国人に対してすぐにその内容がアップデートして伝わるように、そこは日本法令の外国語翻訳という事業があって計画的に進められています。とりわけその部分についてだけは早目に外国語に、少なくとも英語にして内閣府のホームページで御提供いただくとか、そういうこともあわせてお願いしたいと思いましたので、この機会に発言させていただきました。〇鹿嶋会長 もうそろそろ終わりにしますが、発言する人はいませんか。いいですか。

- ○宗片委員 またまたもとに戻ってしまって申し訳ないのですが、ヒアリングの日程が大体挙がってきているわけですが、このヒアリングの内容について、これはもちろん最終見解に対する指摘事項に対するものですが、専門調査会としてしっかり整理をして、この点を強調してヒアリングするとかそういう整理というのは、そういうプロセスはないと考えていいのでしょうか。
- ○鹿嶋会長 各委員が、この点は是非というものを事務局に挙げてください。それで最終的に集約していきますから。
- ○宗片委員 分かりました。
- ○三上調査課長 今言っていただいた点につきましては、改めて事務局から各先生方に、 いつまでにといった形でお願いいたしたいと思います。
- ○鹿嶋会長 以上、本日の議事を全部終わりました。 最後に、事務局から連絡をお願いします。
- 〇中野渡補佐 本日は、御熱心に調査・審議いただきましてありがとうございました。議事要旨につきましては会長の御確認後速やかに公表させていただきまして、議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の監視専門調査会は7月31日の水曜日、午後1時から3時までの予定で、場所は本日と同じ、内閣府本府庁舎3階特別会議室で開催いたします。

なお、委員の皆様には先にメールでもお知らせしておりますが、現在、女子差別撤廃条約に基づく次期政府報告書につきまして、内閣府男女共同参画局において、その盛り込むべき事項についての意見募集を行っております。この意見募集期間は7月22日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第19回会合を終了します。どうもありが とうございました。